

# 国立大学法人東京外国語大学大学院 国際日本学研究院副研究院長に関する規程

〔平成27年 4月22日  
大学院国際日本学研究院規則第 6号〕

改正 平成31年2月20日大学院国際日本学研究院規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規程は、東京外国語大学大学院国際日本学研究院副研究院長（以下「副研究院長」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (職務)

第2条 副研究院長は、研究院長の命を受け、企画・研究等の事項について研究院長の職務を助ける。

## (員数)

第3条 副研究院長は、2名とする。

## (選考の時期)

第4条 研究院長は、次の各号の一に該当する場合に副研究院長候補者の選考を行う。

- (1) 副研究院長の任期が満了するとき。
- (2) 副研究院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副研究院長が欠員となったとき。

2 副研究院長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の少なくとも1月前に、第2号及び第3号に該当する場合は、すみやかに行う。

## (選考の方法)

第5条 副研究院長は、研究院長が大学院国際日本学研究院教授会構成員の教授のうちから指名し、教授会の議を経るものとする。

- 2 副研究院長は、国際日本学部副学部長、大学院総合国際学研究科副研究科長及び留学生日本語教育センター長を兼ねるものとする。
- 3 前項の職は、研究院長が指名するものとする。

## (任期)

第6条 副研究院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、研究院長の在任期間を超えることはできない。

- 2 副研究院長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副研究院長に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究院長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この規程に関わらず、現に任命されている副研究院長は、第5条第2項に基づき選考されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される大学院国際日本学研究院副研究院長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。